

## 1. 目的

本方針は、茨城労働局が管轄する石岡公共職業安定所（以下、「石岡所」という。）の「X（旧：Twitter）」の運用に関する事項について定める。

## 2. 基本方針

石岡所の公式X（旧：Twitter）（以下、「石岡所X」という。）は、石岡所のセミナーや面接会等の情報を発信することで、利用者サービスの向上を図ることを目的とする。

また、石岡所Xは、専ら情報発信を行うものとし、投稿は受け付けない。

意見・問い合わせは、茨城労働局ホームページの「労働局へのご意見」において受け付ける。

## 3. 運用方法

石岡所Xでは、石岡所が次の情報を運用し、発信することとする。

- ・石岡所で実施する各種セミナーや面接会の情報
- ・職業訓練等の情報
- ・その他利用者向けサービスの情報等

## 4. 免責事項

- （1）石岡所Xの掲載情報の正確性には万全を期しているが、利用者が石岡所Xの情報をを用いて行う一切の行為について責任を負わない。
- （2）石岡所は利用者により投稿された石岡所Xに対するコンテンツについて、一切の責任を負わない。
- （3）石岡所Xに関連して生じた利用者間又は利用者間と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負わない。
- （4）コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、利用者は石岡所に対して投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、石岡所に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。
- （5）上記のほか、石岡所に関連して生じたいかなる損害についても石岡所は一切の責任を負わない。

## 5. 利用者によるコメント等の削除等

下記に該当すると判断したコメント等は、予告なく削除等を行う場合がある。

- （1）法律、法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- （2）特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- （3）政治、宗教活動を目的とするもの
- （4）著作権、商標権、肖像権等、石岡所又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- （5）広告、宣伝、勧誘、商業活動、その他営利を目的とするもの
- （6）人種、思想、信条等の差別を助長させるもの

- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 犯罪行為等を誘発又は助長する場合
- (9) 虚偽若しくは事実と異なるもの、単なる風評又は風評を助長させるもの
- (10) 本人の許諾なく個人情報特定、開示、漏えい等するなどプライバシーを害するもの
- (11) 他の利用者、第三者等になりすますもの
- (12) 同一の利用者により繰り返し投稿された場合、同一内容又は内容が似通っている場合
- (13) 有害なプログラム等
- (14) わいせつな表現等を含むもの
- (15) X（旧：Twitter）利用規約に反する場合
- (16) 石岡所の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (17) 石岡所の発信する内容に関係ないもの
- (18) その他、石岡所が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

## 6. 著作権等

石岡所 X の内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為に限って、石岡所に無断で転載等を行うことができる。

また、引用を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示すること。ただし、「無断転載を禁ずる」等の注記がある場合には、この限りではない。

## 7. 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は茨城労働局ホームページに掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。

令和5年8月25日